



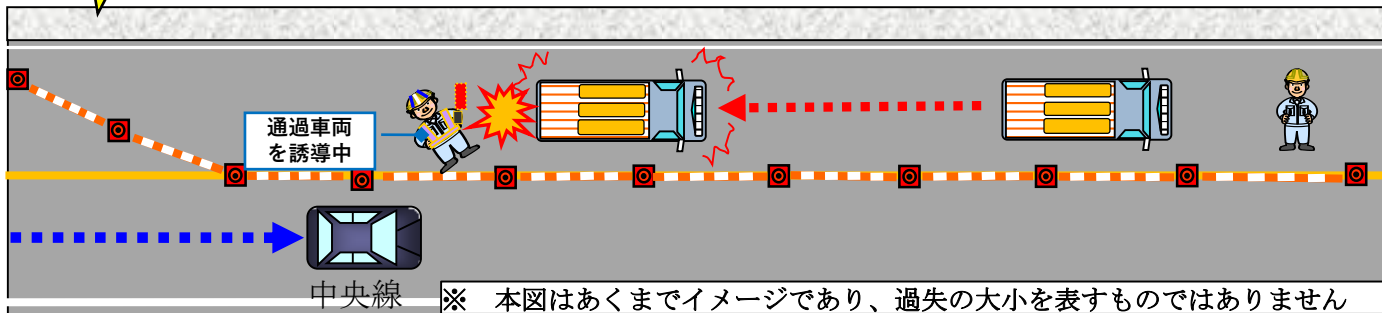
交通安全情報

—1月号—

令和7年1月10日
警視庁交通規制課

死亡事故発生

工事関係車両が交通誘導員を轢過！！



1 事故概要

夜間帯における道路維持工事の作業帯内で、工事関係車両（資材搬送車）が後退時、通過車両を誘導中であった交通誘導員を轢過したものです。交通誘導員は頭蓋骨骨折等で死亡しました。

2 車両移動時の留意事項

- 運転者は、車両を移動させるにあたり、車両周辺、移動動線、移動先の状況を目視で確認し、周辺で作業等を行っている者に対し、車両を移動させる旨を明確に告げる等意思疎通を図ってください。
- 車両の移動は、専属の交通誘導員による誘導のもとで行ってください。交通誘導員は、誘導に際しては誘導灯や警笛等を活用して明確な誘導に努め、運転者は誘導のみに頼ることなく自身の目でも安全確認を行ってください。

令和6年中の路上工事現場における人身事故発生状況

【発生件数等】

【主な事故発生時の状況】

		令和6年中	令和5年中	昨年比
件数等	発生件数	19	18	+1
	死者数	2	1	+1
	負傷者数	19	23	-4
死傷者内訳	誘導員	4 (2)	4 (1)	±0 (+1)
	作業員	3	1	+2
	運転者等	6	7	-1
	歩行者	5	6	-1
	自転車	3	6	-3
	合計	21 (2)	24 (1)	-3 (+1)

- 狭い裏路地における水道工事の際、ショベルカーのアームを旋回させたところ、バケット部分が歩行者に接触。
- マンホール作業を行うため、周囲をセーフティコーン等で囲ったうえで蓋を撤去し開口状態で施工していたところ、交通誘導員が用便のため不在となった際に、開口部から視覚障害のある歩行者が落下。
- 夜間の路上工事を終了し、作業帯の撤収作業中、進行してきたバイクが交通誘導員に衝突（死亡事故）。
- 作業帯を設置して片側交互通行を実施していた工事現場において、交通誘導員が対向車両の誘導に従事していたところ、接続路から進入してきた車両に衝突。
- 工事用車両が作業帯から右前方へ出て進行したところ、後方から直進してきたオートバイと衝突。

※（ ）内は、死者数を内数で表す。

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

